## 和歌山大学大学院観光学研究科規則

制 定 平成 2 3年 3月 1 8日 法人和歌山大学規程 第 1 1 9 4 号 最終改正 令和 6年 6月 2 8日

(趣旨)

第1条 和歌山大学大学院観光学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、和歌山大学学則(以下「学則」という。)及び和歌山大学学位規程(以下「学位規程」という。)に 定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(専攻及び課程)

第2条 研究科に次の専攻及び課程を置く。

専 攻	課程
観光学専攻	博士課程
観光地域マネジメント専攻	専門職学位課程

2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

(標準年限の特例)

- 第2条の2 学則第56条第3項の規定に関する研究科の取扱については、和歌山大学大学 院観光学研究科社会人短期履修制度に関する規程に定める。
- 第2条の3 学則第75条の2第2項の規定に関する研究科の取扱については、和歌山大学 大学院観光学研究科長期履修学生規程に定める。

(目的)

- 第3条 博士前期課程は、現代における観光が位置付けられている状況を踏まえ、この事態 を学際的な観点から科学的に解明する高い専門知識を持ち、応用力、創造力に富み、国際 的視野で行動できる人材を育成することを目的とする。
- 2 博士後期課程は、わが国における観光学の確立と観光教育研究の世界水準の高度化・国際化を速やかに達成することを通じ、観光に関わる多様な社会的実践に際し、リーダーとして活躍できる人材を育成することを目的とする。
- 3 専門職学位課程は、観光を基軸とした自立・持続可能な地域振興の実現に向け、地域が 直面するさまざまな問題・課題を多様な関係主体と連携して解決する観光地域共創人材を 育成することを目的する。

(入学者の選考)

第4条 入学者の選考の方法、時期等は研究科会議が別に定める。

(指導教員)

- 第5条 研究指導のため、指導教員を置く。
- 2 指導教員は、研究科担当の専任教員をもって充てる。

(授業科目及び単位)

第6条 研究科の授業科目及び単位数は、研究科会議が別に定める。

(履修方法)

第7条 学生は、授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

#### 大学院観光学研究科規則

- 2 博士前期課程においては、研究科会議が別に定める履修方法により授業科目を30単位 以上修得しなければならない。
- 3 博士後期課程においては、研究科会議が別に定める履修方法により授業科目を14単位 修得しなければならない。
- 4 専門職学位課程においては、研究科会議が別に定める履修方法により授業科目を38単位以上修得しなければならない。

## 第8条 (削除)

(履修登録)

- 第9条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに、研究科長に届け出なければならない。
- 2 履修上必要なその他の届については、研究科会議が別に定める。

(専門職学位課程の履修登録単位数の上限)

第9条の2 専門職学位課程においては、年間38単位を上限とする。

(他の大学院等における修得単位の取扱)

- 第10条 博士課程においては、学則第72条及び第82条の規定により、修得した単位については、研究科会議の承認を得て、合わせて15単位を限度として、課程修了に必要な単位数に 算入することができる。
- 2 専門職学位課程においては、学則第72条及び第82条の規定により修得した単位については、研究科会議の承認を得て、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第11条 学則第74条の規定による単位の認定については、研究科会議の承認を得て行い、課程修了に必要な単位数に算入することができる。
- 2 博士前期課程においては、15単位を上限とする。ただし、前条により他の大学院等に おいて履修した授業科目で課程修了に必要な単位数に算入した単位と合せて20単位を超 えない範囲とする。
- 3 博士後期課程においては、2単位を上限とする。
- 4 専門職学位課程においては、前条により他の大学院等において履修した授業科目の本学 大学院において修得したものとみなす単位と合わせて修了要件として定める単位数の2分 の1を超えない範囲とする。

(教育方法の特例)

- 第12条 研究科は、研究科会議において教育上特別な必要があると認めた場合は、夜間その他特定の時間又は時期における授業又は研究指導等を行うことができる。
- 2 教育方法の特例による履修方法については、研究科会議が別に定める。 (試験)
- 第13条 履修した各授業科目の合否は、試験又は研究報告等によって認定する。
- 2 疾病その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対しては、研究科会議の議 を経て追試験を行うことがある。

#### 第14条 (削除)

(学位論文の提出)

第15条 学位論文の提出に必要な修得単位数及び学位論文の提出期日は、研究科会議が別

に定める。

(学位論文の審査及び最終試験)

第16条 学位規程第8条及び第9条に基づいて行われる学位論文の審査及び最終試験に関する事項は、研究科会議が別に定める。

(課程修了の認定)

第17条 課程修了の認定は、研究科会議の議を経て、学長が行う。

(再入学及び転入学)

第18条 再入学及び転入学を許可された者の既修得単位は、研究科会議の承認を得て、課程修了に必要な単位数に算入することができる。

(特別研究学生)

- 第19条 他の大学院の学生で、研究科において研究指導を受けることを志願する者がある時は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。
- 2 前項の特別研究学生に関し必要な事項は、研究科会議が別に定める。

(特別聴講学生)

- 第20条 他の大学院の学生で、研究科の授業科目を履修することを志願する者がある時は、 当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。
- 2 前項の特別聴講学生に関し必要な事項は、研究科会議が別に定める。 (雑則)
- 第21条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科会議が別に定める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月22日一部改正:法人和歌山大学規程第1371号)

この改正規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日一部改正:法人和歌山大学規程第1517号)

- 1 この改正規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日現在において、研究科修士課程に在籍している学生についての本 規則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成28年11月25日一部改正:法人和歌山大学規程第1863号) この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月27日一部改正:法人和歌山大学規程第2193号)

- 1 この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した学生及び令和2年3月31日以前に入学した学生の 属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前 の例による。

附 則(令和3年3月29日一部改正:法人和歌山大学規則第2347号)

この改正規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日一部改正:法人和歌山大学規則第2583号)

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月24日一部改正:法人和歌山大学規則第2677号)

この改正規則は、令和5年8月24日から施行する。

# 大学院観光学研究科規則

附 則(令和6年2月9日一部改正:法人和歌山大学規程第2702号) この改正規程は、令和6年2月9日から施行する。

附 則(令和6年6月28日一部改正:法人和歌山大学規程第2766号) この改正規程は、令和6年6月28日から施行する。